

令和2年度

栃木県後期高齢者医療広域連合  
定例監査結果報告書

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員

# 令和2年度定例監査報告書

## 第1 監査の種類

- (1) 定例監査（地方自治法第199条第4項）
- (2) 広域連合長から要求のあった監査（地方自治法第199条第6項）

## 第2 監査の対象

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局（総務課、管理課、給付課）

## 第3 監査の実施期日

令和2年12月17日

## 第4 監査事項

- (1) 定例監査  
行政監査を兼ね、財務監査については、令和2年4月1日から令和2年10月31日までの主要事業及び予算の執行状況を検査するとともに、内部統制の整備状況等を確認する。
- (2) 広域連合長から要求のあった監査  
特定個人情報保護評価における広域連合の事務の執行状況を検査する。

## 第5 監査の方法

- (1) 定例監査  
事業の実施状況や財務に関する執行状況を対象に、正確な事務処理が行われているか検査するため、監査資料及び関係書類の確認や職員からの聴取等を行う。  
また、内部統制について、財務会計の執行に関するリスクへの対応策等が整備されているか確認するため、監査資料及び関係書類の確認や職員からの聴取等を行う。
- (2) 広域連合から要求のあった監査  
特定個人情報保護評価における監査について、特定個人情報に係る事務の執行状況に関し、広域連合電算システムにおける情報セキュリティが適切に運用されているか検査するため、監査資料及び関係書類の確認や職員からの聴取等を行う。

## 第6 監査項目

- (1) 定例監査  
定例監査における監査項目は、次のとおり。
  - ① 運営方針
  - ② 組織
  - ③ 予算の執行状況
  - ④ 財産の管理状況
  - ⑤ 主要な事務事業
  - ⑥ 業務委託の執行状況
  - ⑦ 負担金、補助金及び交付金等の執行状況
  - ⑧ 内部統制の整備・運用状況

(2) 広域連合から要求のあった監査

特定個人情報保護評価における監査項目は、次のとおり。

- ① 広域連合電算システムにおける情報セキュリティに係る運用状況
- ② 自己点検の実施状況

## 第7 監査の結果

(1) 定例監査

広域連合では、毎年度運営方針を策定し、計画的に事業運営に取り組んでいる。被保険者数が年々増加する状況の中で、効率的な組織運営に当たっている。今後市町との連携を深め、後期高齢者医療制度の保険者として、安定的な運営を図られたい。

財務に関する事務について、予算執行や主要事業の実施及び業務委託の状況等を中心に検査したところ、概ね法令に則して適正に事務が行われているものと認められた。また、財務会計の執行に関する内部統制の整備状況については、概ねリスクの発生に伴い想定される被害等と、この対応策が整備されているが、組織全体としてリスクの共有化と実効性のある対応策が講じられるよう継続的な点検、整備に努めることが望まれる。

(2) 広域連合から要求のあった監査

特定個人情報保護評価における監査について、特定個人情報に係る事務の執行状況に関し、広域連合電算システムにおける情報セキュリティの運用状況等を検査したところ、情報セキュリティポリシー対策基準に沿って、自己点検を含めて適切な管理、運用が行われているものと認められた。

(3) その他

広域連合の業務に関して、次のとおり意見を述べるので、今後とも、健全かつ円滑な制度運営を念頭に、より適切な事務の執行に取り組むようお願いする。

- ①急速な高齢化に伴い、後期高齢者の医療費も増加していく見通しであることから、国の制度変更等に迅速かつ適切に対応しながら、安定した医療給付を行うとともに、医療費適正化の取組みと保健事業の着実な推進を図ること。
- ②事務の執行に関して、予算の節減と事務の効率化に資するため、委託業務に関しては、法令等を遵守しながら委託業務の範囲や期間の見直しを行うこと。
- ③広域連合の事務費については、主たる財源が構成市町からの負担金であることから、構成市町の厳しい財政状況に鑑み、費用対効果を意識し、予算の適正な執行に努めること。